

## 1 はじめに

ここでは、HIV 陽性の方が医療機関に受診する時、または生活をしていく上での経済的負担を軽くするために利用できる、社会福祉制度について紹介する。

## 2 社会福祉制度の種類

## HIV陽性者が使える主な社会福祉制度

医療を助けてくれる  
(医療・保健サービス)

- 高額療養費制度
- 身体障害者手帳
- 重度心身障害者医療費
- 自立支援医療

生活困窮を助けてくれる  
(経済支援)

- 障害年金
- 身体障害者手帳
- 生活福祉資金の貸付
- 生活困窮者自立支援制度
- 生活保護制度

血液製剤によって感染された方が使える制度

- 特定疾病療養
- 小児慢性特定疾患治療研究事業
- 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

## 3 医療費負担を軽減する制度

医療費を軽減する制度は、医療保険制度と血友病に関わる医療助成制度、生活保護による医療扶助、そして「身体障害者手帳」の交付による公費負担医療がある。

## (1) 血友病及び血友病類似疾患に対する医療助成

特定疾病療養（長期高額疾病）

治療期間が長く、高額の治療を続けて行う必要のある血友病、血液製剤投与に関係するHIV 感染症（二次・三次感染を含む）の方は、医療費の自己負担上限額が 10,000 円になる。

※入院時の食事療養費は助成なし。

**申請先** 加入している健康保険の窓口にて「特定疾患療養受給証」の交付申請を行う。

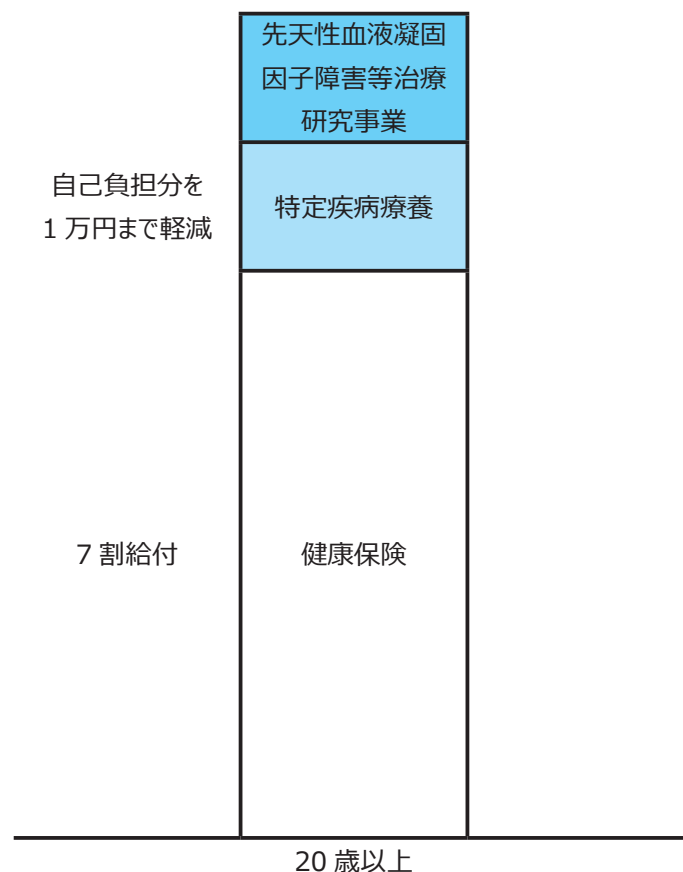
### 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

20歳以上の先天性血液凝固因子障害、もしくは血液凝固因子製剤の投与による HIV 感染症の方が対象。医療費は入院時の食事療養費を含め、入通院とも無料。

**申請先** おおむね住民票のある地域を管轄する保健所に「先天性血液凝固因子障害等受給者証」の交付申請を行う。

※「先天性血液凝固因子障害等受給者証」の交付申請の際、主治医が記載する「調査票」を保健所に提出することに代わりに、以下の書類のいずれかを提出することで受給者証の交付を受けることができる。

- 裁判所による和解調書の抄本であって申請に係る者が血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染者であることができるもの
- 友愛福祉財団が実施する「血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業」の対象者、「血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業」の対象者又は「エイズ発症予防に資するための血液製剤による HIV 感染者の調査研究事業」の対象者であることがしめされた医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構により交付された通知書の写し



## その他：血友病薬害被害者手帳

平成 28 年 3 月、厚生労働省より血友病薬害被害者を対象に和解に基づく恒久的被害者対策や主な公的サービスなどを取りまとめた「血友病薬害被害者手帳」が配布された。この手帳は公的サービスなどを紹介しているものであり本手帳自体で福祉サービスを受ける役割は持たない。「先天性血液凝固因子障害等受給者証」などを医療機関で利用する際の問い合わせ先が明記されている。

## (2) 医療費を助けてくれる 2 つの制度

医療保障の中で抗 HIV 治療に必要な公費負担医療には、自立支援医療（更生医療）と重度心身障害者医療の 2 種類がある。免疫機能障害で「身体障害者手帳」を取得している方の、医療・等級・所得等の状況により対象が定められる。

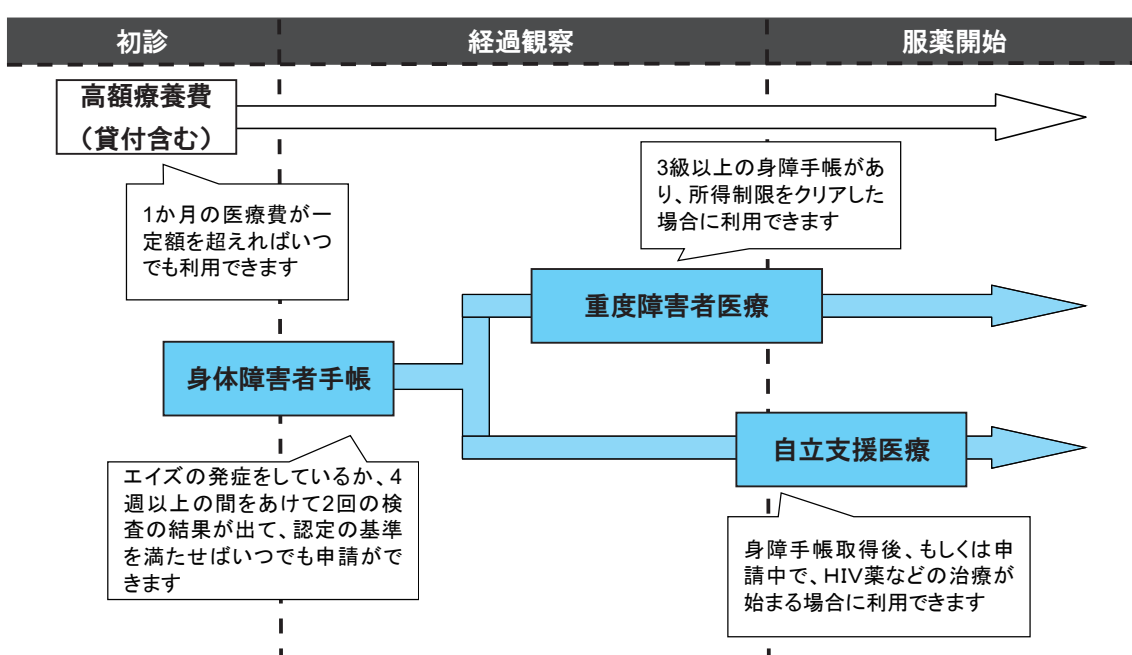
なお、身体障害者手帳の等級と所得の状況によって補助される金額が異なるものもあるので、これらを把握した上で選択する。

自立支援医療（更生医療） （事業開始 昭和 29 年 7 月）	重度心身障がい者医療費助成 （事業開始 昭和 47 年 4 月～）
<p>障害者自立支援法 第 58 条 （国庫負担事業） 補助率 国 1/2 市町村 1/4 道 1/4</p> <p>平成 18 年 4 月より更生医療・育成医療・精神通院医療が統合され〈自立支援医療〉に移行。</p> <p><b>対象者</b> 免疫機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方。（18 歳未満は「育成医療」）1～4 級</p> <p><b>給付範囲</b> 抗 HIV 療法、免疫調整療法、その他合併症の予防や治療等の HIV 感染に対する医療に限られる。</p> <p><b>自己負担額</b> 医療費の定率 1 割負担。1 か月あたりの自己負担上限額があり、前年度の所得・市町村民税に応じて限度額を負担。</p> <p><b>注意</b> 自立支援医療（更生）の利用は、知事等から指定を受けている医療機関・調剤薬局に限られる。 申請手続きには医師による意見書が必要。受給者証の有効期限は最長 1 年。継続して受給を希望する場合は、課税証明書などを添えて自立支援医療継続の手続きが必要（自治体によって対応が異なる）。医療保険の利用が前提。生活保護を受けている方も対象</p>	<p>自治体医療給付事業補助要綱等 （道補助事業） 補助率 市町村 1/2 道 1/2</p> <p>身体障害者手帳をもっている方の福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度。</p> <p><b>対象者</b> 身体障害者手帳の交付を受けている、1・2 級・内部障害 3 級の方。</p> <p><b>給付範囲</b> 医療保険の対象範囲。</p> <p><b>自己負担額</b> 住民税非課税の場合初診時一部負担。課税世帯は原則、医療費の 1 割負担。さらに上限がもうけられ、1 か月の自己負担限度額がある。道は、外来 12,000 円 入院 57,600 円（市町村によって対象者を拡大している場合がある。） 札幌市は一医療機関につき 外来 3,000 円 入院 57,600 円</p> <p><b>注意</b> 医療保険の医療が前提。所得制限があり利用の対象外になる方がいる。 生活保護者は対象外。</p>

## 自立支援医療 自己負担上限月額区分

所得区分の内容	自己負担上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯で、障害者本人（保護者）の収入が年間800,000円以下の方	2,500円
（所得割）額が33,000円未満の方	5,000円
市町村民税（所得割額）が33,000円以上、235,000円未満の方	10,000円
市町村民税（所得割額）が235,000円以上の方	20,000円

## 利用できる制度と申請の時期



### (3) 身体障害者手帳について

身体障害者福祉法では「身体障害者手帳を所持している方」を援護の対象と規定している。手帳はサービスを受けるためのパスポートで、何らかのサービスを受ける場合にその該当者であることを示す。

手帳は身体障害者福祉法に定める程度の障害がある、本人（または保護者）の申請によって交付される。HIV感染者の障害認定は1～4級までであり、障害名は「免疫機能障害」

## 申請手続きの手順

手帳の取得を希望する本人が主治医に障害認定の希望を伝える。



主治医が認定の条件と本人とデータ等を照らし合わせ、これに合致する場合申請となる。「指定医」である医師が「診断書」を記入できる。身体障害者診断書・意見書を指定医に依頼する。



手帳の交付申請に必要な書類は市町村（身体障害者福祉担当）にある。市町村の身体障害者福祉担当窓口にて、身体障害者診断書・意見書、身体障害者手帳交付申請書、写真（縦4cm、横3cmの上半身のもの）、印鑑をもって申請する。申請は本人でなくて代理の方でも可。郵送でもよい。



手帳が交付されると自宅に市町村の身体障害者福祉担当から連絡がある。



受け取り時に、医療助成の関係で健康保険証や印鑑などが必要な場合がある。（市町村によっては少しずつ内容や対応が異なります）ご希望があった場合は手帳を郵送することも可能。



身体障害者手帳の交付

### 身体障害者手帳の「障害程度等級認定基準」

「免疫機能障害」の障害認定は1～4級までであり、エイズを発症（AIDS診断のための指標疾患参照）しているか、4週以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査結果が、認定基準を満たす場合に交付される。

認定方法は、13歳以上と13歳未満で認定基準が異なる。

#### 障害程度等級認定基準【13歳以上の方の場合】

1級	1. CD4陽性リンパ球数が200/ $\mu$ L以下で表1の6項目以上に該当する状態 2. 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活が不可能な状態
2級	1. CD4陽性リンパ球数が200/ $\mu$ L以下で表1の3項目以上に該当する状態 2. エイズ発症の既往歴があり表1の3項目以上に該当する状態 3. CD4陽性リンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む6項目以上に該当する状態
3級	1. CD4陽性リンパ球数が500/ $\mu$ L以下で表1の3項目以上に該当する状態 2. CD4陽性リンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む4項目以上に該当する状態
4級	1. CD4陽性リンパ球数が500/ $\mu$ L以下で表1の1項目以上に該当する状態 2. CD4陽性リンパ球数に関係なく表1の1から4までの1つを含む2項目以上に該当する状態

表1 検査所見・日常生活活動制限

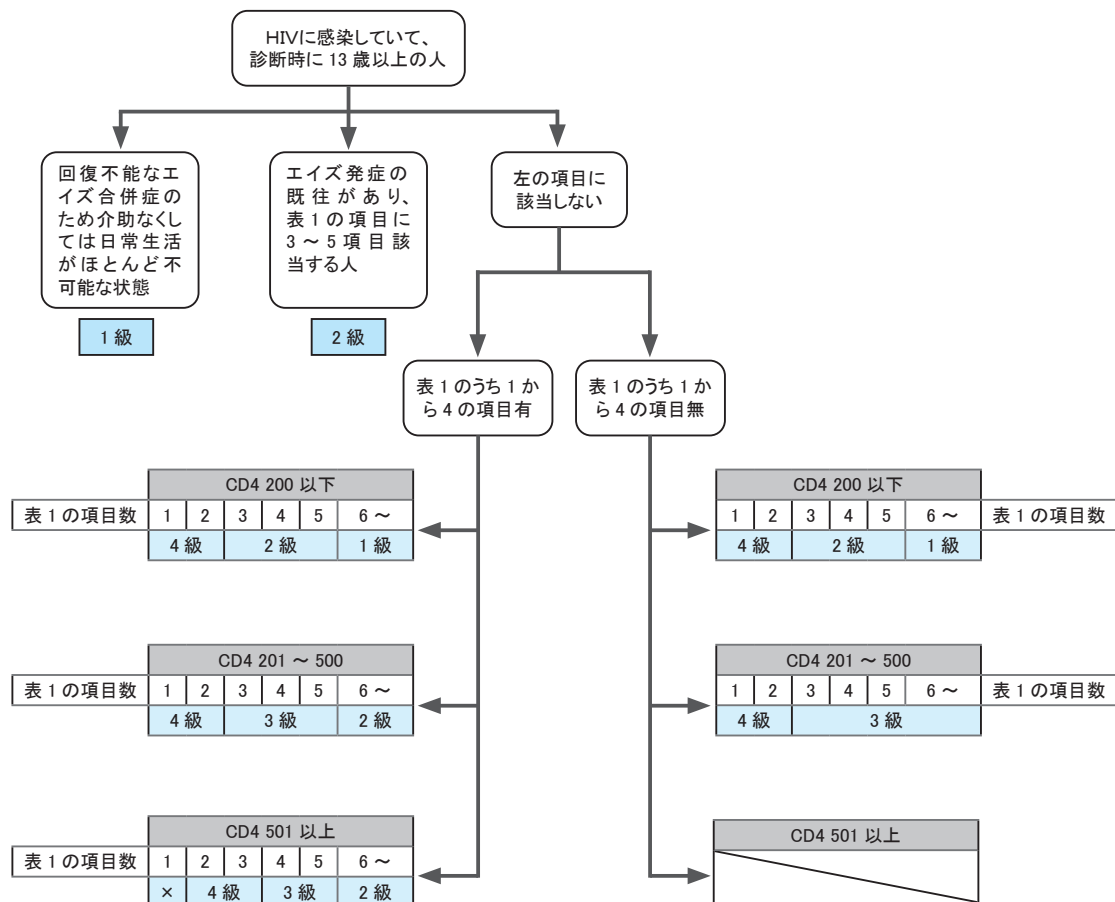
- 白血球数について3,000/ $\mu$ L未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- ヘモグロビン量について男性12g/dL未満、女性11g/dL未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- 血小板について10万/ $\mu$ L未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く

4. ヒト免疫不全ウイルス -RNA 量について 5,000 コピー /mL 以上の状態が 4 週以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続く
5. 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感および易疲労感が 7 日以上ある
6. 健康時に比して 10%以上の体重減少がある
7. 月に 7 日以上 of 不定の発熱（38℃以上）が 2 か月以上続く
8. 1 日に 3 回以上の泥状ないし水様下痢が月に 7 日以上ある
9. 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある
10. 表 2 に示す日和見感染症の既往がある
11. 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活上の制限が必要である
12. 軽作業を越える作業の回避が必要である

表 2 日和見感染症

1. 口腔カンジタ症（頻回に繰り返すもの）
2. 赤痢アメーバ症
3. 帯状疱疹
4. 単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）
5. 糞線虫症
6. 伝染性軟属腫
7. その他

等級早見表



## 診断書・意見書 記載方法の注意点

### ○身体障害者診断書・意見書

診断書・意見書の作成ができるのは、指定医師（身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師）のみである。新たに指定を受ける場合、心身障害者総合相談所へ申請が必要である。

①障害名には「免疫機能障害」と記入する。⑤総合所見 将来再認定は原則として不要に丸をつける。

### ○自立支援医療更生医療 要否意見書

障害名には「免疫機能障害」と記入する。医療の具体的方針には「免疫機能障害に対する薬物療法」を記入する。

## 4 生活費を借りる（生活福祉資金貸付制度）

低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に生活に対する相談や支援を行い生活資金の貸付を行う。相談窓口は居住地の市区町村社会福祉協議会である。生活資金の貸付により対象者の経済的自立と生活の安定を目指す。

貸付の条件としては

### ○世帯ごとの貸付

借入申込される世帯に貸付けを行う。生活福祉資金は、個人ではなく世帯を単位として貸付けする。会社組織や団体は貸付対象外である。

### ○「連帯保証人」が必要

連帯保証人を立てられない場合でもご利用できるが、利子が増加される。生活資金を借りようとする者同一世帯の家族や保証能力が維持できない者（返済終了までに75歳に達する又は、市町村民税非課税の者）は連帯保証人になれない。ただし条件によっては連帯保証人を不要として貸付を行う。

などの条件がある。

### 貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人数	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで
5人世帯	600万円程度まで
6人世帯	660万円程度まで
7人世帯	720万円程度まで
8人世帯	780万円程度まで
以下一人当たり加算額	60万円

生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	保証人	
生活 支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ・貸付期間：12 月以内	最終貸付日から 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、保証人なし でも貸付可	
	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付の日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日) から 6 月以内				
	生活を再建するために一時的に必要な生活費用 ・就職・転職を前倒しした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費等	60 万円以内					
住宅 入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用						
一時 生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要な生活費用 ・就職・転職を前倒しした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費等						
福祉 資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生業を営むために必要な経費</li> <li>・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・福祉用具等の購入に必要な経費・障害者の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・災害を受けたことにより臨時に必要な経費、冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日) から 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、保証人なし でも貸付可	
	緊急小 口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10 万円以内	貸付の日から 2 月以内	据置期間経過後 8 月以内	無利子	不要
教育 支援費	教育 支援費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校 &gt; 月 3.5 万円以内</li> <li>・高等 &gt; 月 6 万円以内</li> <li>・短大 &gt; 月 6 万円以内</li> <li>・大学 &gt; 月 6.5 万円以内</li> </ul>	卒業後 6 月以内	据置期間経過後 20 年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受 か必要
	就学 支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内				
不動産 担保型 生活 資金	不動産 担保型 生活 資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の評価額の 70% 程度</li> <li>・月 30 万円以内</li> <li>・借付期間借受人の死亡時までの期間又は貸付元 利金が貸付限度額に達するまでの期間。</li> </ul>				要 ※推定相続人の中から 選任
	要保護 世帯向 け不動 産担保 型生活 資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び建物の評価額の 70% 程度(集合住宅 の場合は 50%)</li> <li>・生活扶助額の 1.5 倍以内</li> <li>・借付期間借受人の死亡時までの期間又は貸付元 利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> </ul>	契約終了後 3 月以内	据置期間終了時	年 3%、又は長期 プライムレートの いずれか低い利率	不要



## 5 生活に困った時の相談（生活困窮者自立支援制度）

平成 27 年 4 月から生活が著しく困窮した場合に利用できる制度として生活困窮者自立支援法が施行された。これまでは生活に困窮した際、最後の安全網（セーフティーネット）として生活保護制度があったが、生活困窮者自立支援制度は生活保護制度の手前のもう一枚安全網の役割を果たすものである。

都道府県、市町村が生活困窮者自立支援制度の窓口となる。一人ひとりの支援プランを作成しワンストップ型の相談拠点として地域で機能する。以下の様な支援を行う。

### ○住居確保給付金

離職された方で就労能力および就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金が支給される。

世帯の人数により家賃相当額（上限額有り、月収が基準額を超えた場合は、家賃の一部が支給）が支給される。支給期間は 3 か月間（延長有り）。受給中に常用就職に向けた就職活動を行い報告書などの提出が義務付けられる。

申請先は市町村、就労支援センターなど。

### ○就労準備支援事業・就労訓練事業

自宅に閉じこもっていたり長期間離職されていたりする方など直ちに就労が困難な方に一定期間プログラムにそって、一般就労に向けて働く能力を身につけさせ就労に向けた支援を行う。

### ○一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供する。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。

### ○家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイスする。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。

### ○生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

## 6 生活保護制度

### 生活保護制度の概要

#### (1) 目的

さまざまな理由によりお金を稼ぐことが出来なくなったとき、最低限の生活を保障しお金を受給できるのが生活保護制度である。国が憲法 25 条（生存権）に基づき全ての国民を程度に応じ保護する。また被保護者の自立の助長を図ることを目的としている。

#### (2) 対象者

- ・資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象としている。  
※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。
- ・外国籍の場合は、永住ビザや日本人の配偶者ビザなどの定住性のあるビザを持っている場合は生活保護を利用することができる。
- ・困窮に至った理由は問わない。

#### (3) 保護の内容

- ・保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成される。
- ※医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則である。
- ・最低生活費は、地域や年齢で細かく決められている。家賃・医療費・介護費を別にした生活費が札幌市 20～40 代 1 人暮らしで 74,790 円である。さらに 10 月～4 月には冬季加算として 12,780 円が加わる。身体障害者手帳を取得していると身体障害者手帳 1・2 級で 26,810 円、3 級で 17,870 円加算される。

#### (4) 保護の申請と決定

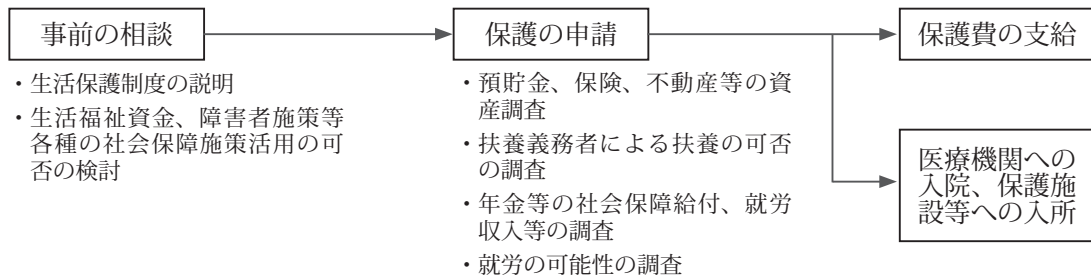
- ・保護は申請に基づいて開始することを原則としている。要保護者、その扶養義務者、その他同居の親族としている。一方、保護の実施機関は、要保護者の発見、市町村長による通報があった場合は、適切に処置をとらなければならないとしている。

#### (5) 保護の実施機関

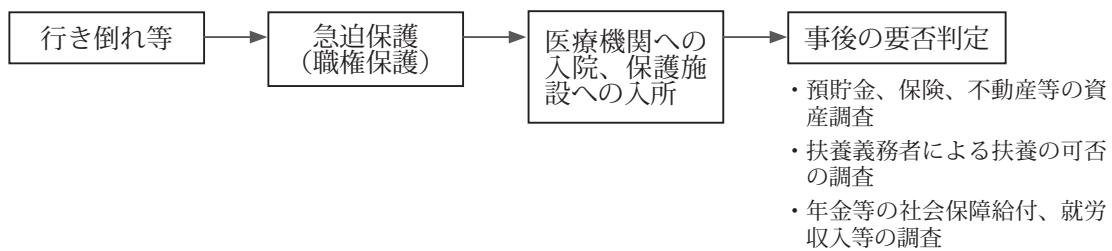
- ・保護を実施するための原則として、居住地主義をとっている。これは住民票のある自治体ではなく現在住んでいる居住地の保護実施機関が決定を行うということである。またこれによりがたい場合には現所在地保護、急迫保護、施設入所保護などの特例がある。

## (6) 保護受給に至る手続

申請による場合



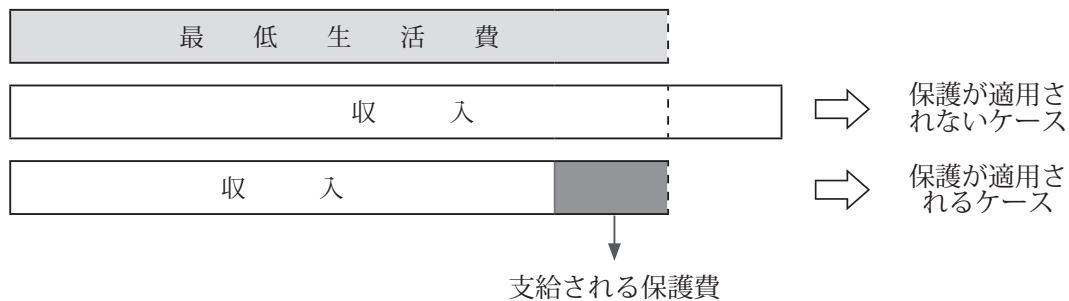
職権による場合



## (7) 保護の要否の判定と支給される保護費

- 厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用する。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給する。

※収入:就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。



- 収入としては、上記のほか預貯金、保険の払戻金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となる。

## (8) 保護適用後の調査及び指導

- 世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査を行う。
- 収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施する。
- 就労の可能性のある者への就労指導を行う。

## (9) 審査請求及び再審査請求

- 保護の決定や停止、廃止に対して不服のある者は、都道府県知事に対して、取り消し申し立て(審査請求)をすることができる。この申し立てに対し都道府県知事は50日以内に裁決をしなければならない。また、この裁決に不服のある者は厚生労働大臣に対して、再審査請

求をすることができる。

- ・審査請求後の行政処分に不服がある場合、処分の取り消しを求める訴訟を起こすことができる。

## (10) 被保護者の義務

生活保護の費用は国民の税金によって賄われている。被保護者は最低生活の給付が与えられる一方で義務も課せられる。

- 1) **譲渡禁止**：保護を受ける権利を譲り渡すことができない。
- 2) **生活上の義務**：常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図りその他生活の維持、向上につとめなければならないとされている。
- 3) **届出の義務**：収入、支出その他生計の状況が変わったとき、または住所、家族の構成に異動があったときは、すぐに、福祉事務所に届け出なければならないとされている。
- 4) **指示等に従う義務**：生活の維持や向上に関して必要な指導や指示に従う義務がある。この指導や指示に従わなければ保護を停止、廃止されることがある。
- 5) **費用返還義務**：緊急などの理由で、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、すみやかに、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

## (11) 各種扶助

### ▽生活扶助

衣食その他の日常生活の重要を満すために必要なものである。個々人に必要な衣食は第一類として支給され、その人の年齢層ごとに異なる。光熱水費は世帯の人数によって変わる第二類として支給される。第一類と第二類の合計がその世帯の生活扶助になる。又、1か月以上入院する場合は、第一・二類の代わりに入院患者日用品費が支給され、介護保険施設に入所している人には、介護施設入所者基本生活費が支給される。(加算の形で、個人、または世帯の状況に応じて支給される扶助費には次のものがある。期末一時扶助、被服費、入学準備金、家具計器費、移送費、ひとり親世帯就労促進費など。)

### ▽生業扶助

高校入学の費用や世帯の就労自立のために必要な経費を支給する。技能習得、生業に必要な資金、器具や資材を購入する費用が対象となる。

### ▽住宅扶助

敷金、礼金、家賃、賃貸契約更新の費用、家屋の補修費、改修費、他に住宅の維持のため、必要なものが対象となる。

### ▽医療扶助

けがや病気が必要な際、生活保護指定医療期間で給付が受けられる。予防接種は対象とならない。

### ▽介護扶助

介護保険法に規定する要介護及び要支援状態にある者を対象者としている。介護保険が適用される場合には保険給付が優先となる。介護施設におけるユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室は、原則として利用を認めていない。

## (12) 保護施設

### ▽救護施設

身体・精神上著しい障害があるために日常生活を営むのに困難な要保護者を入所させ、生活扶助を行うこととしている。

### ▽更生施設

身体・精神上の理由により療養及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うこととしている。

### ▽医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うこととしている。

### ▽授産施設

身体・精神上の理由または、世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の習得のために必要な機会および便宜を与えて、その自立の助長をすることとしている。

### ▽宿泊提供施設

住宅のない要保護者の世帯に対して住宅扶助を行うことを目的としている。

## 医療福祉制度に関する相談

上記記載の項目についてさらに詳細を知りたいとき、あるいは制度の利用にあたって不明な点など、医療福祉制度に関する相談は、MSW に相談すると良い。連絡先：HIV 相談室（内）7025

### ■参考文献■

- 1) 東京ソーシャルワーク編. How to 生活保護（雇用不安定対応版）. 現代書館 .59p – 160P, 2013.
- 2) 厚生労働省 生活保護と福祉一般.  
< [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/) >, (参照 2017-8-29).
- 3) 厚生労働省 生活福祉資金貸付条件等一覧. <[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/kashitsukejoken.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/kashitsukejoken.html)>, (参照 2017 -8-29).
- 4) 北海道社会福祉協議会 生活福祉資金等各種貸付制度のご紹介.  
< [http://www.dosyakyu.or.jp/seifuku\\_shikin/](http://www.dosyakyu.or.jp/seifuku_shikin/) >, (参照 2017 -8-29).

(H I V相談室 富田 健一 2020.7)